

はじめに

本資料は財務省「令和7年度税制改正の大綱(令和6年12月27日閣議決定)」、各省庁資料、その他の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。

このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

辻・本郷 税理士法人



01

法人課税

中小法人の軽減税率の特例の延長等

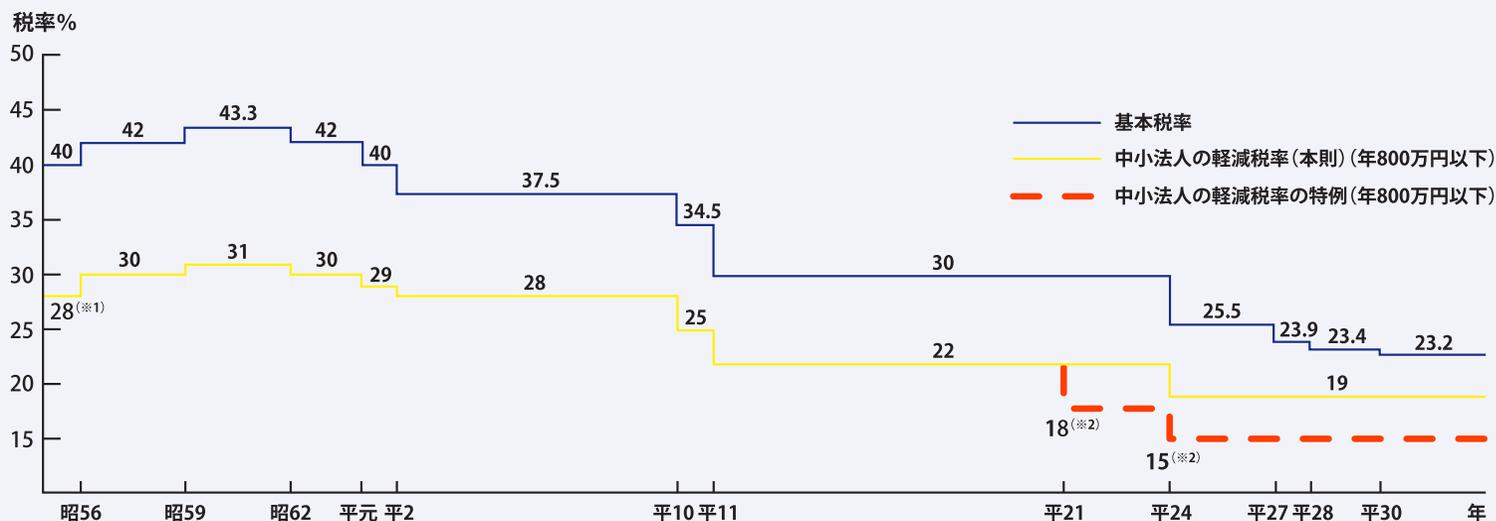


賃上げや物価高への対応に迫られている中小企業状況を踏まえ、適用期限が2年間延長されます。
なお、極めて所得が高い中小企業者等及び通算法人については、一定の見直しがされます。

— 解説 —

中小法人の軽減税率の特例について、所得金額が年10億円を超える事業年度においては、所得金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が現行の15%から17%に引き上げられます。
また、グループ通算制度の適用を受ける法人は、中小法人の軽減税率の特例の適用除外になります。

【法人税率の推移】



(※1) 昭和56年3月31日の間に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

(※2) 中小法人の軽減税率の特例(年800万円以下)について、平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度は18%、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%、平成24年4月1日から令和9年3月31日の間に開始する各事業年度は15%。

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

中小企業経営強化税制の見直し(100億企業を目指す中小企業への措置の拡充)①



売上高100億円超の中小企業(100億企業)を目指す中小企業については、更なるインセンティブ措置が創設されます。

— 解説 —

100億企業を目指す中小企業が作成する投資計画(投資利益率7%以上かつ、経済産業大臣が定める経営規模拡大要件を満たすもの)に必要な不可欠な設備が特定経営力向上設備等に追加されます。また、その必要不可欠な設備には建物及びその附属設備も含まれることとなります。

【中小企業経営強化税制(B類型)】

改正案 対象資産に建物追加^(※1)

追加要件

- 売上高100億円超を目指す
- 売上成長率10%以上
- 賃上げ率一定割合以上
- 投資規模が1億円以上又は売上高5%以上
- 計画認定時の売上高が10億円超90億円未満 等

(※1) 建物には、建物とあわせて取得するその附属設備を含む

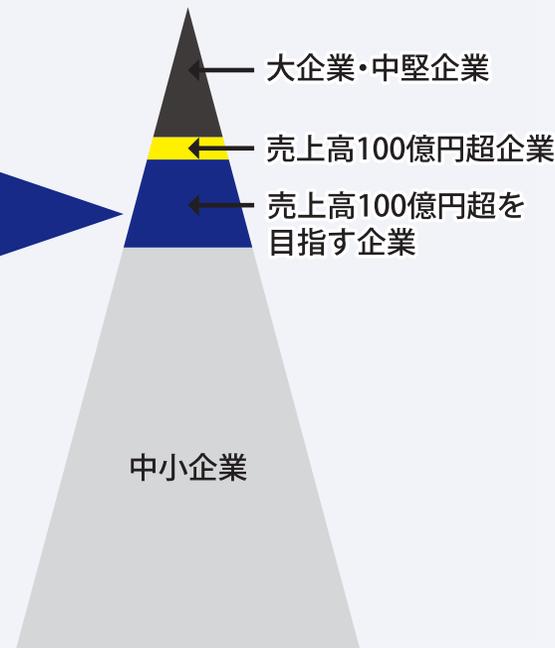
対象設備	賃上げ率	特別償却	税額控除
建物追加	2.5%以上	15%	1%
	5%以上	25%	2%

既存措置^(※2)

一定以上の投資収益率の計画に係る設備投資
即時償却又は税額控除^(※3)

(※2) 現行法上の対象設備は、機械装置、工具(A類型の場合には、測定工具又は検査工具に限る)、ソフトウェア、器具備品、建物附属設備

(※3) 税額控除率は10%(資本金3,000万円超の法人にあつては7%)



みなし大企業(資本金の額が1億円以下の法人のうち、同一の大規模法人に発行済株式等の1/2以上を所有されている等の一定の法人)はこの規定の適用を受けることが出来ません。なお、改正後は、その法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合で、かつ、一定の承認会社がその法人の発行済株式等の1/2超を有するときのその株式は、みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式等から除外されます。

中小企業経営強化税制の見直し(100億企業を目指す中小企業への措置の拡充)②

詳細な適用要件及び対象設備については、以下の通りとなります。

項目	内容
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・特定経営力向上設備等であること。 ・投資計画における投資利益率が年平均7%以上であること。 ・経済産業大臣が定める要件(経営規模拡大要件)に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること。
	<p>経営規模拡大要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎売上向上のための施策及び設備投資時期を示した行程表(ロードマップ)を作成していること。 ◎基準事業年度の売上高が10億円超90億円未満であること。 (注)上記の「基準事業年度」とは、経営力向上計画の認定を申請する事業年度の直前の事業年度をいう。 ◎売上高100億円超を目指すための事業基盤、財務基盤及び組織基盤が整っていること。 ◎売上高100億円超及び年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること。 ◎次の要件を満たす設備投資を行う投資計画であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・導入予定の設備が、売上高の増加に貢献するものであること。 ・経営力向上計画の認定を受けた日から2年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、1億円と基準事業年度の売上高の5%相当額とのいずれか高い金額以上であること。 ・生産性の向上に資する設備の導入に伴い建物及びその附属設備の新設又は増設をするものであること。 ◎投資計画の計画期間中において、給与等の支給額を増加させるものであること。 ◎上記のほか、売上高100億円超を目指すために必要とされる要件を満たすこと。
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの ・工具及び器具備品 それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの ・建物及びその附属設備 一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が1,000万円以上のもの ・ソフトウェア 一の取得価額が70万円以上のもの <p>※対象設備の取得価額の合計額は60億円が限度となります。</p>



投資計画期間中は、「中小企業投資促進税制」及び「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の適用を受けることができません。

中小企業経営強化税制の見直し(特定経営力向上設備等の見直し)③



特定経営力向上設備等について、売上高100億円超を目指す中小企業者等に関する改正の他に一定の見直しがされた上で、その適用期限が2年間延長されます。

— 解説 —

特定経営力向上設備等とは、経営の向上に著しく資するものとして一定のもので、経営力向上計画に記載されたもののうち一定の規模のものをいいます。この対象となる設備等について、関係法令の改正を前提に次の見直しがされます。

項目		改正（前）	改正（後）
経営力向上に著しく資する設備等であるかどうかの判定方法の変更	旧モデルと比較して判定する場合（A類型）	生産効率、エネルギー効率、精度その他の一定の指標が年平均1%以上向上しているか	単位当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれかが年平均1%以上向上しているか
	投資計画により判定する場合（B類型）	その投資計画における投資利益率が年平均5%以上となる事が見込まれているか	その投資計画における投資利益率が年平均7%以上となる事が見込まれているか
除外される設備等		<ul style="list-style-type: none"> ・コインランドリー業の設備等でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの ・暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く)の設備等でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・コインランドリー業の設備でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの ・遠隔操作、可視化又は自動制御に関する投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（デジタル化設備(C類型)） ・暗号資産マイニング業の設備
追加される設備等		—	一定の改正後の「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」の認定を受けた「持続的供給事業活動計画(仮称)」に記載された設備等



所得税についても同様とされます。

適用時期

令和9年3月31日までの期間内に取得等し事業の用に供した場合

地域未来投資促進税制の見直し及び適用期限の延長①



【適用対象法人と要件】

投資規模要件が1億円以上、かつ、前年度減価償却費の25%以上に変更となり、より多額の設備投資が要件となります。対象となる事業類型からサプライチェーンの強靱化に資する類型が除外された上で、適用期限が3年間延長されます。

— 解説 —

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(地域未来投資促進税制)について見直しの上、適用期限が3年間延長されます。地域経済牽引事業における設備投資を促進することにより、地域の成長発展の基盤強化を図ります。

	改正(前)	改正(後)
適用対象法人	地域経済を牽引する事業を行う青色申告法人	
承認要件 (都道府県知事)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済牽引事業計画について都道府県知事の承認を受ける(地域特性の活用・高い付加価値・地域事業者への経済的効果が要件) ・承認された事業計画に従って、促進区域内において特定地域経済牽引事業施設等を新設または増設し、事業の用に供する 	
確認要件 (主務大臣)	通常類型、上乗せ類型、サプライチェーン類型	通常類型、上乗せ類型 ※ サプライチェーン類型が除外
	先進性を有する(特定非常災害の被災地域は同要件を免除) ※事業の先進性の確認に当たっては、労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることを見込まれることを確認	先進性を有する(特定非常災害の被災地域は同要件を免除) ※ 労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることを見込まれることの確認を不要とする 先進性が認められない事業の明確化その他の評価委員の評価精度の向上に向けた措置を講ずる
	設備投資額が2,000万円以上(上限80億円)	設備投資額が 1億円 以上(上限80億円)
	設備投資額が前年度減価償却費の20%以上	設備投資額が前年度減価償却費の 25% 以上
	売上高の伸び率が0を上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高い	
	旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上、かつ、投資収益率5%以上	
		労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることを見込まれる

適用時期

令和10年3月31日までの期間内に取得等し、事業の用に要した場合に適用されます(貸付の用に供したものを除く)

地域未来投資促進税制の見直し及び適用期限の延長②



【適用対象資産と償却率】

機械装置・器具備品について、特別償却の償却率が35%に引き下げられます。

— 解説 —

対象資産について、特別償却(取得価額の20%~50%)と税額控除(取得価額の2%~6%、法人税額の20%相当額を限度)のどちらか有利な方を選択適用できます。

適用対象資産		新設もしくは増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械および装置、器具および備品、建物およびその附属設備ならびに構築物でその製作もしくは建設の後事業の用に供されたことのないもの(貸付の用に供したものを除く)	
機械装置 器具備品		改正(前)	改正(後)
特別償却	原則	取得価額×40%	取得価額× 35%
	上乗せ	取得価額×50% ※上乗せ要件①を満たす場合	
税額控除	原則	取得価額×4%	
	上乗せ	取得価額×5% ※上乗せ要件①を満たす場合	
		取得価額×6% ※上乗せ要件②を満たす場合	
建物・附属設備 構築物		改正(前)	改正(後)
特別償却	原則	取得価額×20%	
税額控除		取得価額×2%	

※所有権移転外リース取引により取得した特定事業用機械等については、特別償却の規定は適用されませんが、税額控除の規定は適用されます。

地域未来投資促進税制の見直し及び適用期限の延長③



【上乗せ要件】

機械装置・器具備品について、上乗せ割合を適用するための要件が追加されます。

— 解説 —

一定の要件を満たすことで、特別償却・税額控除について有利な税率を適用することができます。

	改正(前)	改正(後)				
上乗せ要件①		<ul style="list-style-type: none"> 同意基本計画において指定業種に該当又は指定業種事業者と直接の取引関係を有する一定の事業に該当 事業計画に定められた施設又は設備を構成する減価償却資産の取得予定価額の合計額が10億円以上 その事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれる その事業について、労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上となること見込まれる <p>※指定業種</p> <ul style="list-style-type: none"> 付加価値額の増加率又はその付加価値額のその県内総付加価値額に占める割合が全国平均に比して一定水準以上 売上高の総額、就業者の総額、給与の総額のいずれかについて、直近5年間の伸び率が10%以上 振興に関する具体的な目標等を定めており、予算措置等の具体的な取組が実施されている 				
		労働生産性の伸び率5%以上(※中小企業者は4%)、かつ、投資収益率5%以上				
		<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">又は</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上</td> <td style="text-align: center;">直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 かつ、その事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれる</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">直近2事業年度の平均付加価値額50億円以上、かつ、3億円以上の付加価値額を創出</td> </tr> </table>	又は		直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上	直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 かつ、その事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれる
又は						
直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上	直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 かつ、その事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれる					
直近2事業年度の平均付加価値額50億円以上、かつ、3億円以上の付加価値額を創出						
上乗せ要件②	<p>上乗せ要件①を満たした上で、かつ以下のすべての要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営力の確認を受けた、産業競争力強化法に規定する特定中堅企 「パートナーシップ構築宣言」の登録 設備投資額10億円以上業 					

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)



地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の適用期限が3年間延長されます。
寄附活用事業に係る執行上のチェック機能の強化、活用状況の透明化等の制度の健全な発展に向けて必要な見直しが行われます。

— 解説 —

【制度の概要】

青色申告書を提出する法人が、認定地方公共団体に対して認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った場合に、約3割の損金算入措置に加え、法人税、法人事業税、法人道府県民税、法人市町村民税に係る税額控除(最大60%)の措置が講じられております。
令和7年度税制改正において、当該制度の適用期限が次のように延長され、必要な見直しが行われます。

【法人税】

	改正(前)	改正(後)
地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の適用対象期限	地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から令和7年3月31日までの間に支出した特定寄附金	地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から令和10年3月31日までの間に支出した特定寄附金

なお、当該制度の延長をするにあたっては、関係法令等が改正され、主に以下の措置が講じられることが前提とされております。

- 寄附活用事業を実施した認定地方公共団体は、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出する
- 認定地方公共団体が、その実施する寄附活用事業に関連する寄附金を受領した場合において、その寄附活用事業に係る契約等が一定の事項に該当するときは、内閣総理大臣に対してその寄附金を支出した法人の名称を報告し、公表することとする
- 地域再生計画認定の取消しを受けた地方公共団体は、その取消しの日から起算して2年を経過するまでは、原則として地域再生計画の認定を受けることができないこととする

【地方税】

法人住民税、法人事業税については、法人税と同様に適用期限が3年間延長されるとともに、その前提として関係法令等の改正や必要な措置が講じられることとされております。

再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置(高度な資源循環投資促進税制)



再資源化事業等の高度化法による一定の認定を受けた事業計画に基づき設備投資を行ったときに、特別償却が可能となります。

— 解説 —

【対象者】

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画(以下「事業計画」)の認定を受けたもの

【特別償却の対象となる資産の要件】

下記の要件を全て満たすことが必要です。

- ・事業計画に記載された廃棄物処理施設を構成する機械装置及び器具備品であること
- ・再資源化事業等の高度化に著しく資する設備として環境大臣が財務大臣と協議して指定するものであること
- ・1台又は1基の取得価額が機械装置2,000万円以上又は器具備品200万円以上であること

【特別償却額と限度額】

取得価額の35% (但し取得価額は合計額20億円まで)

【留意点】

令和10年3月31日まで対象資産を取得及び事業の用に供する必要があります。

【認定制度の類型と事業の例】

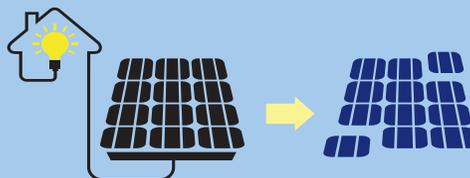
①事業形態の高度化

例: ペットボトルの広域的な再資源化



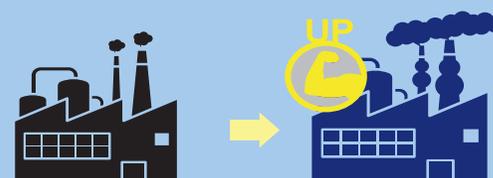
②分離・回収技術の高度化

例: 太陽パネルの完全リサイクル



③再資源化工程の高度化

例: AIを活用した高効率な再資源化



適用時期

法律の施行日から令和10年3月31日まで

リース会計基準の変更に伴う税制上の所要の措置①



税法上のリース取引及び賃貸借取引の扱いについては、従来から大きな変更点はありません。

— 解説 —

【オペレーティング・リース取引の取り扱いについて】

令和9年4月以降、公認会計士または監査法人の監査を受ける会社には、新リース会計基準が適用されます。従来との変更点としては、オペレーティング・リース取引を含むすべてのリース取引について資産及び負債を計上することとされます。一方で、今回の税制改正大綱では、オペレーティング・リース取引の扱いについては特段の変更がなく、オペレーティング・リース取引について使用権資産の計上を求める新リース会計基準とは相違が生じることとなり、法人税申告書において別表調整が必要となる場合があります。

令和9年4月以降	新リース会計基準における扱い	法人税法上の扱い
ファイナンス・リース	オンバランス ・リース資産、負債を計上 ・減価償却費、利息費用を計上	オンバランス (売買処理) ・資産、負債ともに計上あり ・減価償却費、利息費用は損金
オペレーティング・リース	オンバランス ・リース資産、負債を計上 ・ 減価償却費、利息費用を計上	賃貸借処理 ・資産、負債ともに計上なし ・ 発生費用は賃借料のみ

会計上の費用計上額と、
税務上の損金計上額が
異なる場合、別表調整が必要。

【外形標準課税における純支払賃借料の算定について】

法人が、オペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる土地または家屋の賃借を行った場合において、その取引に係る賃借料等の金額のうち法人税の所得の計算上損金の額に算入される金額については、純支払賃借料の算定上、支払賃借料に含めることが改めて強調されました。税務上の扱いは従来と変更ありませんが、新リース会計基準においてオペレーティング・リース取引が賃貸借取引でなくなることから、支払賃借料の集計方法に留意する必要があります。



オペレーティング・リース取引については引き続き賃貸借処理となり、資産計上を求める新リース会計基準とは相違することとなります。

リース会計基準の変更に伴う税制上の所要の措置②



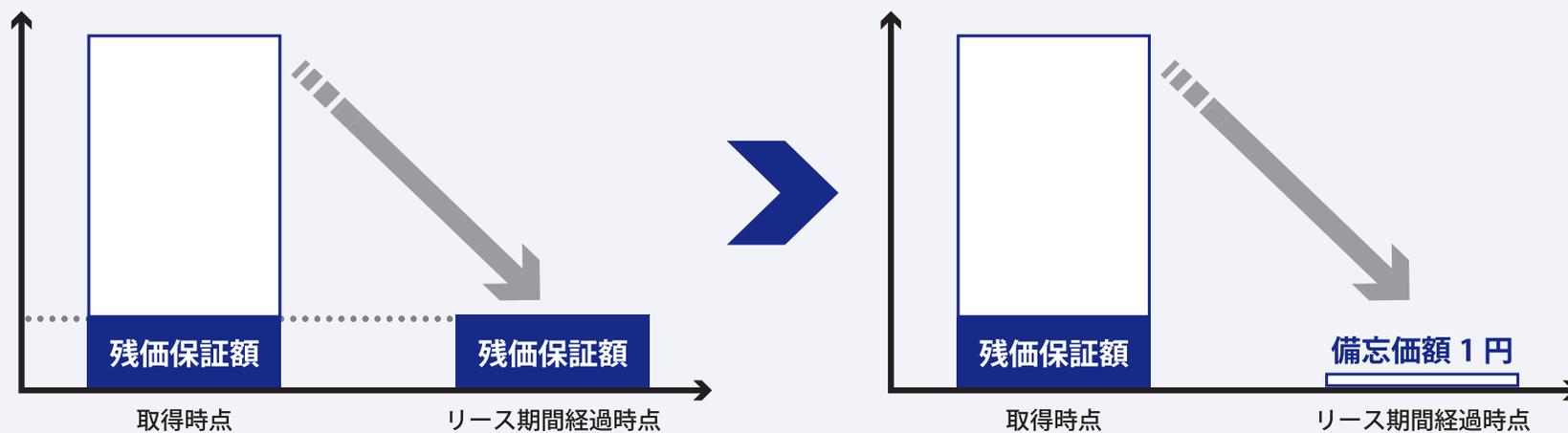
リース期間定額法の計算において、残価保証額を控除せず、備忘価額1円まで償却することとなります。

— 解説 —

【リース期間定額法における残価保証額の扱いについて】

所有権移転外リース取引に係るリース資産の減価償却費の算定においては、リース期間定額法を使用しますが、計算の際に取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点で備忘価額1円まで償却することとなります。

【リース資産の簿価】



$$\text{減価償却費} = \frac{(\text{取得価額} - \text{残価保証額}) \times \text{事業年度における月数}}{\text{リース期間の総月数}}$$

$$\text{減価償却費} = \frac{\text{取得価額} \times \text{事業年度における月数}}{\text{リース期間の総月数}}$$



所得税についても同様とされます。

非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法の明確化①



一定の資産評定により移転資産の価値と移転負債の価値が等しくなる場合等において、**支払対価がないときの資産調整勘定の算定方法が明確になります。**

— 解説 —

【改正前】

非適格合併等により資産等を受けた場合には、次の一定の金額を資産調整勘定の金額とし、その後の事業年度で均等償却することとされています。

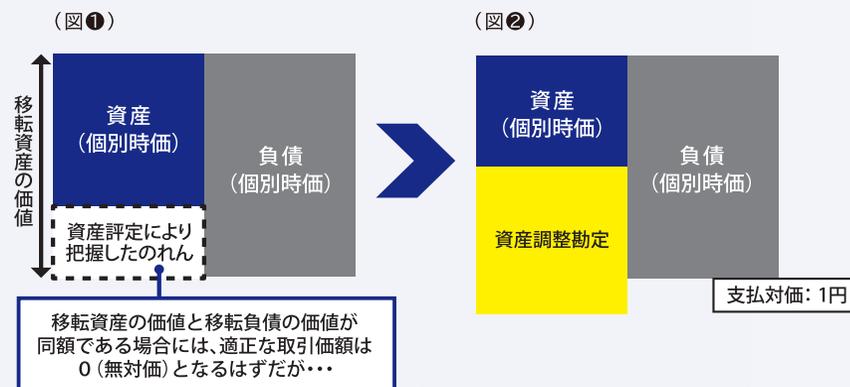
- ① 支払対価がその移転を受けた資産等の時価純資産価額（債務超過の場合は0）を超える場合におけるその超える部分の金額
- ② 移転を受けた資産の取得価額の合計額が移転を受けた負債の額の合計額に満たない場合における上記①の金額にその満たない部分の金額を加算した金額



【改正後】

図①の場合には、支払対価(0円)が時価純資産価額(0円)を超えていないことから、法令上、資産調整勘定の金額を算定できるか不明確です。そのため、図②のように、あえて対価として1円を支払うことで資産調整勘定の金額を計算できるようにしている法人が存在しております。

⇒ 債務超過の場合で対価が支払われないときも、資産調整勘定の金額が生ずることを明確化します。



非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法の明確化②



対価省略型の非適格合併等が行われた場合において、移転資産等が資産超過であり、かつ、一定の資産評定を行っていない場合に、資産・負債の差額を資本金等の額の増加額とするほか、資産調整勘定及び差額負債調整勘定の算定方法について、適正に行うこととなります。

— 解説 —

【改正前】

無対価の非適格合併等により資産等の移転を受けた場合において、次の①又は②の場合に該当するときは、資産調整勘定の金額及び差額負債調整勘定の金額の計算は、次のとおりとされています。

①対価省略型の非適格合併等である場合において、一定の資産評定が行われたとき
(②の場合を除く。)

「のれん」のその資産評定による価額と未確定債務の金額の差額を資産調整勘定の金額又は差額負債調整勘定の金額とします。

②債務超過(一定の資産評定を行った場合には、その資産評定後に債務超過)の場合
資産調整勘定の金額及び差額負債調整勘定の金額はないものとします。

【対価省略型の非適格合併等のイメージ】

(図①)

移転資産等

資産 100	負債 50
未確定債務 20	
のれん 30	

< 現行規定による移転時の仕訳 >

資産	100	負債	50
資産調整勘定	10	資本金等の額	60

※ 一定の資産評定を行っている

(図②)

移転資産等

資産 100	負債 50
-----------	----------

※ 一定の資産評定を行っていない

< 現行規定による移転時の仕訳 >

資産	100	負債	50
		負債調整勘定	50

< 本来行われるべき移転時の仕訳 >

資産	100	負債	50
		資本金等の額	50

【改正後】

図②のように、対価省略型の非適格合併等において、被合併法人等の移転資産等が資産超過であり、合併法人等が一定の資産評定を行っていない場合には、【改正前】①又は②の場合に該当しないことから、<参考>により差額負債調整勘定の金額が計算されます。

⇒ このような場合に、資産・負債の差額を資本金等の額の増加額とするほか、無対価の非適格合併等について調整勘定が生ずる場面を明確にするため、資産調整勘定及び差額負債調整勘定の算定方法について所要の整備を行うこととなります。

※対価省略型の非適格合併等とは、無対価の非適格合併等のうち対価の交付が省略されたと認められる関係がある無対価の非適格合併等をいいます。

<参考>

時価純資産価額 > 支払対価

資産 (個別時価)	負債 (個別時価)
時価純資産 価額	
	支払対価
	差額負債調整勘定

※ 支払対価が時価純資産価額に満たない場合には、その満たない部分の金額を差額負債調整勘定の金額とすることとされている。

通算法人の株式分配に係るみなし配当の額の計算の見直し①

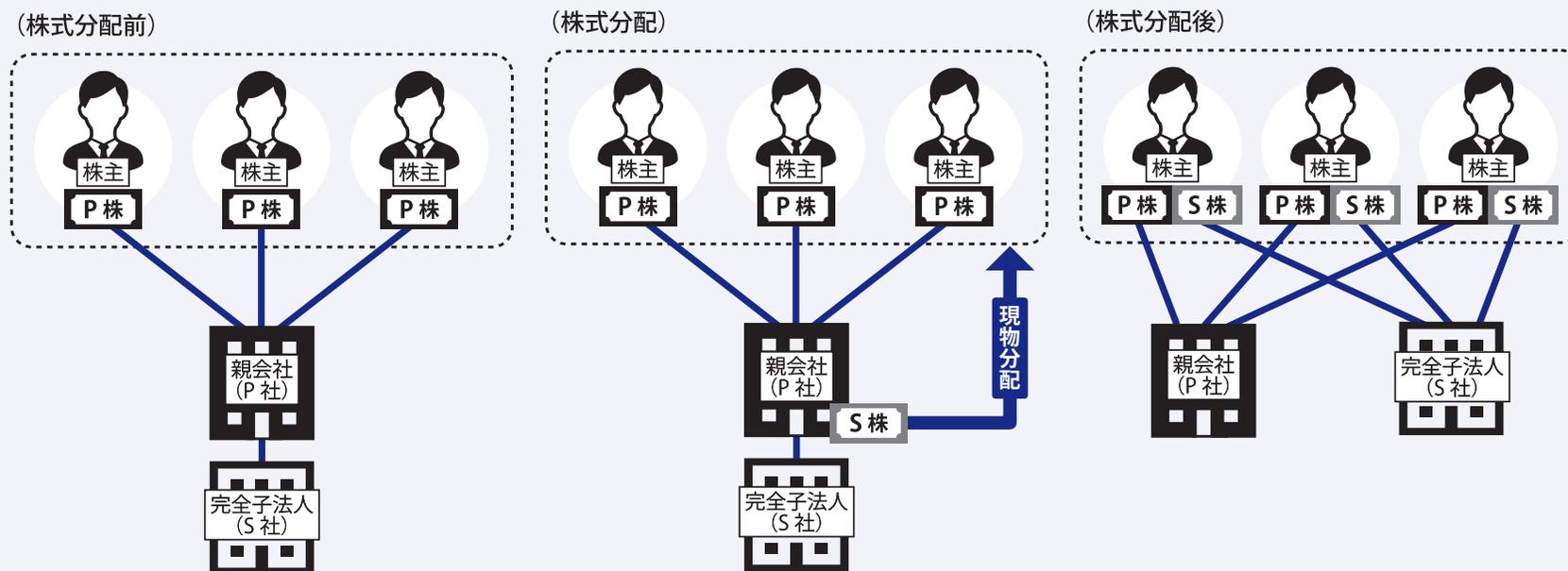


通算法人の行った株式分配に係るみなし配当の額の計算の基礎となる分配資本金額等について、株式分配の直前のその通算法人の資本金等の額及び株式分配の直前の所有株式の帳簿割合に乗ずる割合につき見直しが行われます。

— 解説 —

【株式分配】

現物分配(剰余金の配当又は利益の配当)のうち、その現物分配の直前において、現物分配法人により発行済株式等の全部を保有されていた法人(完全子法人)の、その発行済株式等の全部が移転するもの(現物分配により株式等の移転を受ける者が現物分配法人との間に完全支配関係がある者のみである場合を除く)をいいます。



通算法人の株式分配に係るみなし配当の額の計算の見直し②

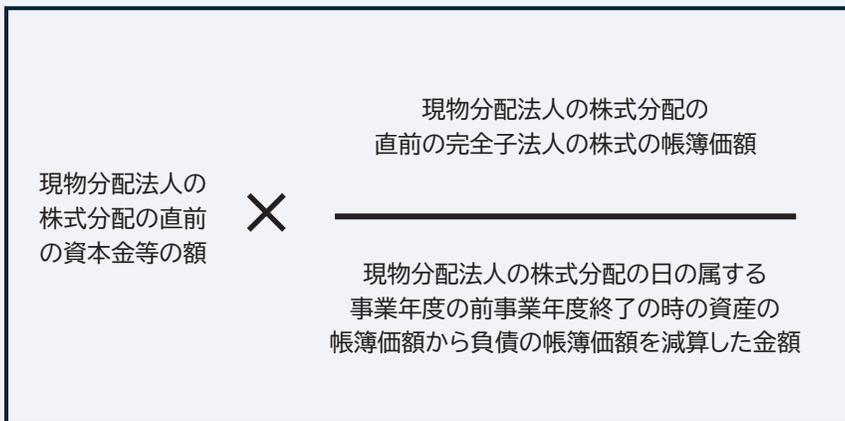
— 解説 —

【改正前】

【みなし配当の金額】

法人の株主等が、(1)交付を受けた資産の価額の合計額が、その現物分配法人の(2)資本金等の額のうちその現物分配法人の株式又は出資に対応する部分の金額を(3)超える部分の金額をいいます。

※(2)資本金等の額のうちその現物分配法人の株式又は出資に対応する部分の金額



【改正後】

改正前のみなし配当の額の計算において、

- ①左記の割合の分子の金額について、その完全子法人の株式の投資簿価修正前の帳簿価額に簿価修正相当額を加減算した金額となります。
- ②左記の割合の分母の金額について、株式分配の直前の時において、現物分配法人である通算法人の有する完全子法人の株式に係る簿価修正相当額を加減算します。

※「簿価修正相当額」とは、株主分配の日の属する事業年度の前事業年度終了時において、離脱法人が有する資産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額を株式分配の直前においてその離脱法人が有する資産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額とみなして投資簿価修正の規定を適用した場合の簿価純資産不足額又は簿価純資産超過額に相当する金額をいいます。

※離脱法人とは、他の通算法人(初年度離脱通算法人及び通算親法人を除く)のうち、上記の分配に起因して通算終了事由が生ずるものをいいます。

※簿価純資産不足額とは、その株式の帳簿価額が簿価純資産価額に満たない場合におけるその満たない部分の金額をいいます。

※簿価純資産超過額とは、その株式の帳簿価額が簿価純資産価額を超える場合におけるその超える部分の金額をいいます。



実務上の
留意点

通算法人の行った適格株式分配に係る資本金等の額から減算する金額等についても同様の取扱いとなります。

法人課税信託に係る所得税の課税の適正化



特定法人課税信託に受益者等が存することになった場合、受益者が特定株式を時価で取得したものとし、受贈益相当額に課税が行われます。

— 解説 —

【現行制度の概要】

法人課税信託(受益者等の存しない信託に限る)の受益者等が存することとなった場合には、その受託法人は受益者に対しその信託財産に属する資産及び負債のその該当しないこととなった時の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、その受託法人の各事業年度の所得の金額を計算します。

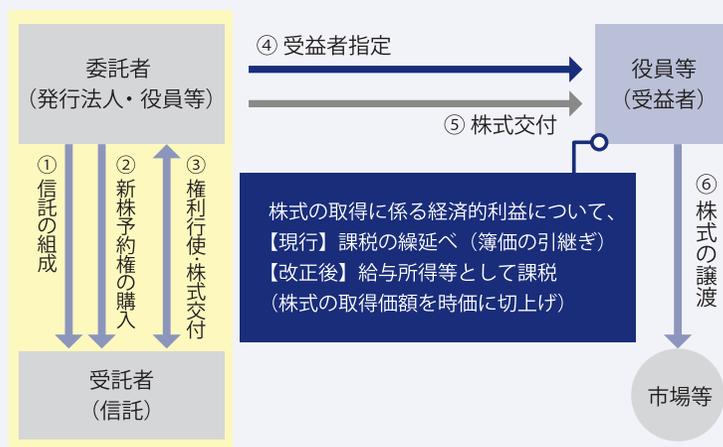
【現行制度の問題点】

- ・ 信託設定時に受益者不存在の法人課税信託について、設定後に法人の役員等を受益者にするにより、信託財産を帳簿価額で引き継ぐことが可能でした。
- ・ ストックオプションを信託に預け、信託の受益者として役員等を事後的に指定することで、株式を帳簿価額で交付する事案が発生していました。

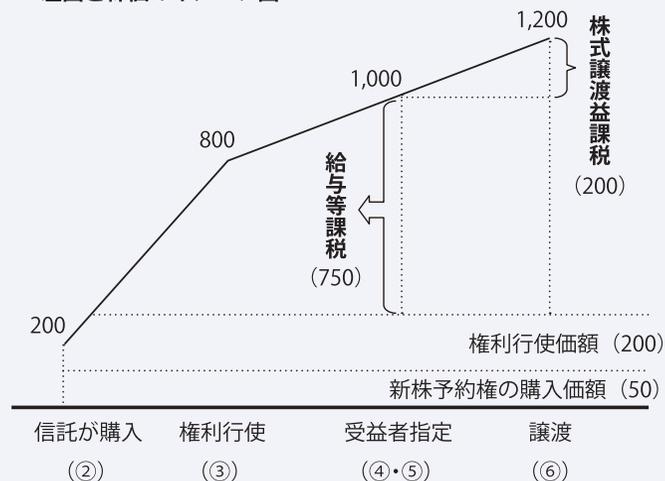
【改正後】

特定法人課税信託(受益者等の存しない信託に限る)が受益者等が存することとなった場合には、特定株式を時価により取得したものとし、当該特定株式の直前の帳簿価額に相当する金額は、当該受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととします。

上記問題点のイメージ図



左図と株価のイメージ図



存することとなった時点の特定株式の時価 - 特定株式の直前の帳簿価額 = 受贈益相当額(総収入金額に算入)

医療用機器等の特別償却制度の適用期限の延長



医療用機器等の特別償却制度について、対象機器の見直しを行った上、適用期限が**2年間延長**されます。

— 解説 —

制度	内容	対象設備	特別償却割合
長時間労働の医師等の勤務時間短縮に資する器具及び備品、ソフトウェアについての特別償却制度	持続可能な医療提供体制の維持と働き方改革を促進するため、医師等勤務時間の短縮に資する設備に関する特別償却制度の期限を2年間延長する。	医療機関が、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した、医師等勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品(医療用機器含む)、ソフトウェアのうち一定の規模(30万円以上)のもの	15%
地域医療構想実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度	地域医療構想実現のため、医療機関が地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等を行った場合に取得又は建設した建物等についての特別償却制度の期限を2年間延長する。	病床の再編等のために取得又は建設(改修のための工事によるものを含む)した病院用又は診療所用の建物及びその附属設備	8%
高額な医療用機器に係る特別償却制度	高額な医療用機器に関する特別償却制度について、高度な医療の提供という観点から対象機器の見直しを行った上で、期限を2年間延長する。	医療用機器で、取得価額500万円以上の高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のもの	12%



制度の適用を受けるためには、対象資産であるかどうかの事前確認及び所定の手続きが必要となります。

適用時期

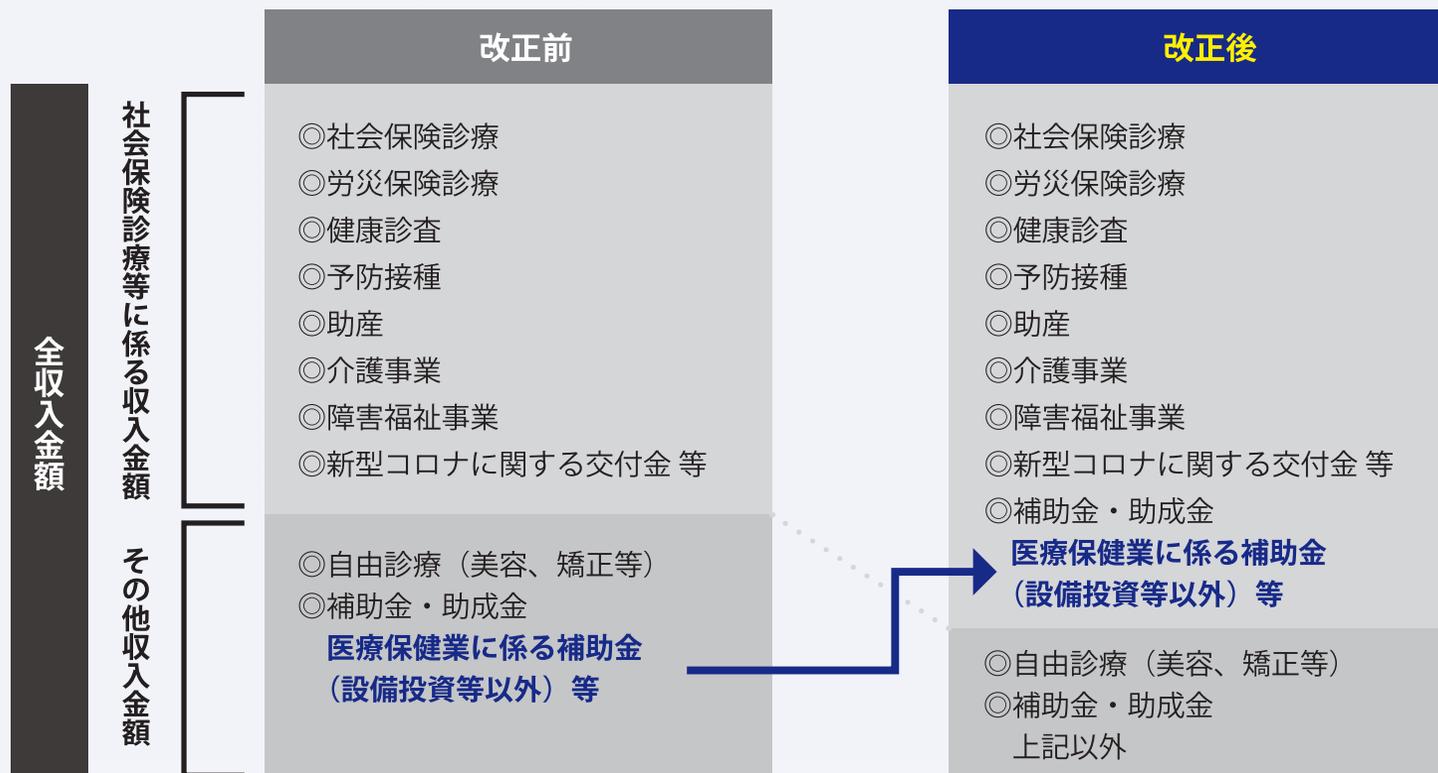
令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用されます。

社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人等の認定等に係る収入要件の見直し



- ① 税制上の優遇措置を受けることができる社会医療法人等は、公的な運営を担保する要件を課されており、国等から受け取る補助金等の多寡が要件の充足に影響を与えることのないよう、その中の1つである「全収入に占める社会保険診療等に係る収入金額が一定の割合を超えること」とする要件について見直しが行われます。
- ② 医療保健業に係る非営利性を確保する観点から、「全収入金額」を「医療保険業に係る収入金額」とする等の見直しが行われます。

— 解説 —



- ① 各種関連法令の改正後に適用されます。
- ② 改正後は、計算の基礎となる全収入金額を医療保険業務による収入金額（補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る）とします。